

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月30日
【会社名】	かっこ株式会社
【英訳名】	Cacco Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 岩井 裕之
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番31号
【電話番号】	(03)6447-4534(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部門管掌CFO 関根 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番31号
【電話番号】	(03)6447-4534(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部門管掌CFO 関根 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年3月28日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後、既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業領域への進出を目的として、投資事業を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、定款を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

岩井裕之、関根健太郎、成田武雄及び岡田知嗣の4氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

小川弦一郎、鈴木貞洋及び中山寿英の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平山剛氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、既存の報酬枠とは別枠で、新たに勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、あわせて「本制度」という。）を導入するものであります。

対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額60,000千円以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事業年度）につき60,000千円以内とするものであります。

これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年30千株以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事業年度）につき30千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	17,626	201	0	(注)1	可決 98.12
第2号議案					
岩井 裕之	17,578	249	0	(注)2	可決 97.86
関根 健太郎	17,584	243	0		可決 97.89
成田 武雄	17,583	244	0		可決 97.88
岡田 知嗣	17,584	243	0		可決 97.89
第3号議案					
小川 弦一郎	17,592	235	0	(注)2	可決 97.94
鈴木 貞洋	17,580	247	0		可決 97.87
中山 寿英	17,589	238	0		可決 97.92
第4号議案					
平山 剛	17,601	226	0	(注)2	可決 97.99
第5号議案	17,544	283	0	(注)3	可決 97.67

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上